

【教育大綱部分】

飯島敏文

日本の近代的な学校制度は、150年以上前に始まりました。その後、時代の変遷とともに幾度となく教育改革が繰り返されてきました。とりわけ第二次世界大戦後の改革は、教育の理念と体制の両面で抜本的なものでした。公教育は、全ての子どもたちに平等な教育機会を保障し、民主主義社会の担い手を育成する役割を担うものとして位置づけられました。当時の社会科カリキュラムは、地域や学校の個性に即した教育課程を推奨するものでした。私たちの学校も今、学校運営協議会が主体となり特色ある教育課程を編成する取り組みを始めつつあります。当時に学ぶところが大きいと考えます。

学校教育の根幹を成す公教育は、教育基本法や学校教育法によって、その目的と原理が規定されています。これにより公教育の理想が守られ、質の高い教育が全国的に保障される基盤が整えられています。戦後定められた教育の理想は今も変わりませんが、国際情勢や人々の意識は変わりました。既成の学校教育にこだわらず多様な選択を許容すべきという考え方も出てきました。私たちは、価値観の多様化した社会における公教育のあるべき姿を再定義し、その理想の実現に力を注ぐ必要があると考えます。子どもたちが自由に生きるためには、他者の自由を尊重し、ともに理解し合う態度が欠かせません。子どもたちにその感性を育み、コミュニケーション能力と協調性を育てていきたいと思えます。

法的に保障された自由が、自動的に良い結果をもたらすとは限りません。自由を享受するには、自らの意思と自覚、想像力と創造力、対立を乗り越える力などが必要です。教育行政として、子どもたちが自由に成長し自己実現できるよう、必要な支援を講じたいと考えています。教育の機会均等は守るべき最大の平等原則の一つです。個人の能力や生活背景の違いに配慮した支援により、真の機会均等を実現し、健全に競い合える土壌を作りたいと考えます。

教育大綱の策定にあたっては、教職員はじめ多くの関係者と積極的に議論を重ねてきました。保護者や児童生徒の声にも耳を傾けてきました。ここに改めて感謝を申し上げます。喜ばしいことに、諸氏のご意見の中には、上に述べた公教育の理想が反映されています。暗黙のうちに共有されてきた諸価値をここに改めて明示し、新たな教育大綱の柱と位置づけたいと考えます。